



毛虫皮膚炎について

みなさん初めまして、大間病院内科の平野貴大と申します。今年から大間病院で働くこととなりました。よろしくお願いいたします。

今年、体全身にできものができたという訴えのある患者が増えています。直径5mmくらいの赤くはっきりと膨らんでいるできものが、体のあちこちに出ることが特徴です。

このできものは、「チャドクガ」という「ガ」のもつ毒針がささることによってでできます。毒針の大きさは0.1mmととても小さく、幼虫が死んでも毒針は残ります。服につくとなかなかとれず、一緒に洗濯した服から他の家族の服につくこともあります。チャドクガは成虫になってもこの毒針をもちます。

家の外で作業して半日～2日後にブツブツがでてきたら、おそらく毒針が刺さっていると考えられます。まず、こすらずかきむしらずに、できものにガムテープをあて、毒針を取り除いてください。この時かきむしることで毒針が体にくいこんでしまい、治りにくくなります。そして石けんをよく泡立てて毒針を流します。着ていた服は他の家族の服とわけて、50度のお湯で洗うか洗濯し終わった後にスチームアイロンをかけてください。外で干すと風に舞った毒針がくっつくことがあるので、なるべく室内で干してください。病院では、できものをおさえる塗り薬と、かゆみを抑える飲み薬をだします。治療を始めて1週間～2週間くらいで治ります。

予防としては、屋外で作業する時は、長袖長ズボン、首にタオルをまき、なるべく肌をさらさない。毛虫を見つけたら素手で触らない、家に戻ったら石けんを泡立ててよく体を洗い、先ほどの方法で洗濯をすることが大事です。幼虫は6月と9月に多くなるといわれており、これからの時期も注意しなくてはなりません。

庭仕事をしていた翌日、できものがでたらガムテープで毒針をとりのぞき、しっかりと体を洗い、早めの病院受診をお願いします。

住民福祉課から

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月にそれぞれ次の届出が必要です。

○児童扶養手当を受給している方

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を提出する必要があります。

現況届は、毎年8月1日における状況を記載し、引き続き児童扶養手当の受給資格があるか確認するための届出です。

届出の際は、住民票謄本が必要です。

○特別児童扶養手当を受給している方

特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を提出する必要があります。

所得状況届は、毎年8月1日における状況を記載し、引き続き特別児童扶養手当の受給資格があるか確認するための届出です。

この届出をしないと当該年度の8月からの手当を受給できなくなります。

また、提出せずに2年を経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

受給者には、郵送で通知いたしますので、通知後、持参するものなどをご確認のうえ窓口までお越しください。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：石戸